

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年2月8日(水)午後3時00分

場所 熊本市中央区南熊本1丁目7-26 JA熊本市本店 4階大会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

5番 木村 憲正

午後3時00分 開会

事務局

ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会ですが、富合地区の木村委員が欠席のため、代理で上田推進委員のほうに地区委員会での協議状況についてご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、23名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

2月に入り、寒さも本格的になりました。今年はインフルエンザの発生も多くなっているようです。委員の皆様には体調管理に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進

行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、21番の堀恭子委員と22番の西富大二郎委員を、書記に事務局の谷口豊参事を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、非農地証明願までの9件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願ひいたします。それでは、1番、お願ひします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、栗を栽培されている法人で、申請地には栗を作付される計画です。農地所有的確法人としての要件も満たしております。

以上、1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま1番について地元委員より、ご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜を作付されている農家で、申請地には、露地野菜を作付される計画です。

3番から5番は関連で、新規就農のため賃借権を設定される申請です。借受人には先日地区委員会に出席をいただく予定でしたが、傷病のため出席できず、就農について聞き取りができなかったため、本件については継続審議といたします。

6番は、新規就農のための賃借権を設定される申請です。借受人には先日の地区委員会へ出席をいただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。許可後は、水稻、里芋などを栽培される予定で、機械類については賃借が可能とのことで、今回の新規就農については、何ら問題ないものと判断いたしました。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番から7番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、3番から5番は継続審議、2番、6番、7番は申請どおり許可することに決定します。
次は、8番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

8番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画で

す。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討をした結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま8番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、10番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番から15番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

10番は、公売の結果報告です。

11番、12番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

14番、15番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。申請人は、どちらも水稻、露地野菜を栽培されている農家で、許可後は、ともに水稻を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま10番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、16番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

16番から19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番と17番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、果樹などを栽培される専門農家で、申請地には栗、梅を作付される予定です。

18番は、経営拡張のため使用貸借権を設定される申請です。借受人は、スイカを栽培される専門農家で、申請地にもスイカを作付される予定です。

19番は、経営拡張のための賃借権を設定される申請です。借受人は、スイートコーン、ジャガイモ、タマネギなどを栽培される専門農家で、申請地にはジャガイモを作付される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま16番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、20番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

20番から28番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、所有権を移転し第三者へ贈与される申請であります。

譲受人は、水稻、露地野菜を栽培される専門農家で、許可後は露地野菜を作付される予定であります。

21番は、所有権を移転し甥へ贈与される申請であります。譲受人は、スモモ、ミカンなど果樹を栽培される専門農家で、許可後はミカ

ンを作付される予定であります。

22番は、一般法人による経営拡張のための賃借権設定の申請であります。当該法人は、主にミカンを栽培されており、許可後はミカンを作付される予定であります。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、スイカを栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

24番と25番は関連で、所有権移転し、お互いに耕作の便宜上交換される申請であります。申請人は、ともに水稻を栽培される専業農家であり、許可後はいずれも水稻を作付される予定であります。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、ブロッコリーなどを栽培される専業農家で、許可後はブロッコリーを作付される予定であります。

27番も、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、飼料野菜を栽培される兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

28番は、所有権を移転し後継者へ贈与される申請であります。譲受人は、水稻、スイカなどを栽培される専業農家で、許可後は引き続き、水稻、スイカなどを作付される予定であります。

以上9件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま20番から28番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請7件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、貸資材置場のための転用許可申請ですが、既に申請時に倉庫が建てられており、違反転用状態となっていたことから、前回の総会において、違反転用の是正完了確認できるまでは継続審議とするものとしていた案件です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりがない、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画は、転用面積503.27㎡に貸資材置場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

違反転用につきましては、前回総会后、申請人により速やかに原状回復がなされており、違反転用の是正完了を確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお祈りいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、農家住宅への転用許可申請で、農地区分は10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地は既に農家住宅

宅として使用されており、今回の申請に当たっては、顛末書が提出されております。

土地利用計画が、転用面積558㎡に農家住宅の一部として利用されているもので、転用面積は適正な面積と判断いたします。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

3番は、公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道管の2管が通った沿道の区域で、500㎡以内に医療施設が2軒ある第3種農地と判断されます。

先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地は既に公衆用道路として使用されており、今回の申請に当たっては、顛末書が提出されています。土地利用状況は、転用面積1.07㎡に公衆用道路の一部として利用されているもので、転用面積が適正な面積と判断いたします。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

4番は、店舗への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地は既に店舗として使用されており、今回の申請に当たっては、顛末書が提出されております。

土地利用計画、総転用面積505㎡に平家の店舗を建て替える計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査協議済みとのことです。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

5番は、月極駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積267㎡を駐車場8台分として利用されるもので、転用面積は適正な面積と判断いたします。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地は既に資材置

場として使用されており、今回の申請に当たっては、顛末書が提出されております。土地利用状況は、転用面積485㎡を碎石置場、駐車場として利用されるもので、転用面積としては適正な面積と判断いたしました。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地条件の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

23番 福嶋德行委員

23番委員、福嶋です。

7番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、貸資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3,401㎡のうち2,287㎡を資材置場として整備し、借受を希望する法人に貸し付けられる計画で、資材は、山砂、碎石などの土木関連資材を予定されており、転用面積を適正なものと判断いたします。資金計画や排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和5年3月31日完了予定で、許可後、速やかに着手することを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきましての現地調査を行い検討した結果、立地条件、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請

は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願
いいたします。

議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請8
件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準
に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、不動産業を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買
予定地への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい
区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域
にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある
第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,218㎡に5区画と新道路等を整備
される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期
間は令和6年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手され
ることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開
発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査中とのことです。資力信
用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支
障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立
地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの
協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番、3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,751㎡に建売住宅木造2階建て5棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

3番は、親子間の使用貸借権設定による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。既存農家住宅の建て替えに伴う申請で、土地利用計画は、進入路含む総事業面積1,179.34㎡、転用面積117㎡に農家住宅木造2階建て1棟及び農業用倉庫2棟、農作業スペースと普通車両6台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地の一部は、既に進入路として利用されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和6年1月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請が妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願いいたします。

議長 　　ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

上田隆幸推進委員

富合地区推進委員の上田です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、建築面積69.97㎡を建築される計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年12月20日までの予定で、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 4番だったね、失礼しました。
続きまして、5番、お願いいたします。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

5番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、建築業を営む個人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、建築資材置場のほか資材運搬用2tトラックの駐車スペースなどとして利用する計画で転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もありません。なお、申請地は現在、農地として利用されておらず、農業用資材置場に使用されていた経緯もあったということで、申請にあたっては、譲渡人より顛末書が提出されております。

工事は令和5年4月30日完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

6番から8番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分

は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、他に適当な土地がなかったこと、また、申請地は祖母名義の農地で転用可能なことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地427㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響はないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで許可の見込みはあるものと判断いたします。工事は令和5年5月31日の完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

7番は、太陽光発電事業を営む法人が、地上権を設定し、太陽光発電施設に転用する申請です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の医療施設、その他の公益的施設があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地3,444㎡に太陽光パネル780枚、発電容量343.2kWを設置される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和5年12月15日の完了予定で、許可後速やかに着手することを確認しております。

8番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1,756㎡を山砂、砕石等の土木資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地へ影響はないものと思われます。工事は令和5年3月に完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準に満たしており、申請は妥当なものとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひい

たします。

議長 ただいま6番から8番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、7番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。続きまして、第4号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。それでは、調査委員会より、協議の結果のご報告をお願いいたします。

1番 谷口憲治委員

1番委員、谷口でございます。

1番は、令和4年1月8日総会から、継続審議としていた案件でございます。本日午前11時から調査委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

申請人は、農地所有者で、賃貸人による農地法第18条第1項の規定に基づく賃貸借解約許可申請でございます。申請地は、市街化区域内にある農地でございます。申請地は戦前からの残存耕作地と認められますが、調査委員各委員による現地調査及び令和5年1月30日の中・東部地区委員会において現地調査を行い、相当の期間、不耕作の状況が現在まで続いていることを確認いたしました。その結果、農地法第18条第2項第1号に該当すると判断したところでございます。

次に、現地調査等から相当期間営農がなされていないことが判明したこと及び当該賃借人については病気入院加療中であり、且つ令和4年11月17日付で成年後見人が選任される審判が確定していることから、営農の再開は困難であると判断したところでございます。

このことから、農地法第18条第2項第6号のその他正当の事由がある場合の賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められるに該当すると判断したところでございます。

これらのことにより、農地法第18条第2項第1号及び第6号に該当するものとして、本申請における賃貸借解約の許可申請は、熊本市農業委員会調査委員会において、許可相当と判断をいたしました。

以上、報告いたします。

議長 ただいま調査委員会よりご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号及び第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画（11号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細13ページの1番から15ページの6番までの合計6件で、公社からの売渡しが2件、公社による買取りが3件、相対が1件です。面積は6件合わせまして、田1万5,494㎡、畑3,621㎡の合計1万9,115㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりです。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細15ページの7番から24ページの29番までの合計23件で、契約期間別では6年未満が19件、10年以上が4件で、面積は23件合わせまして田7万3,837㎡、畑2万3,119㎡の合計9万6,956㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権。利用内容は水稻、露地野菜、大豆、果樹です。

次に、再設定分です。明細25ページの30番から34ページの42番までの合計13件で、契約期間別では6年未満が10件、10年以上が3件で、面積は13件合わせまして田4万1,612㎡、畑4万3,578.31㎡の合計8万5,190.31㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権。利用内容は水稻、施設野菜、露地野菜、果樹です。

続きまして、第6号議案です。35ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細36ページの1番から42ページの16番までで、契約期間別では6年未満が15件、10年以上が1件で、面積は16件合わせまして田2万7,974.30㎡、畑6,624㎡の合計3万4,598.30㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権。利用内容は水稻、畑作物を予定しております。このうち全てが一括方式となります。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、令和4年9月1日相続開始の相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は露地野菜を作付されている農家で、対象農地の5筆については、願出人自らが耕作されていること、また、今後耕作されることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

す。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は水稻及び露地野菜を作付されている農家で、対象農地については引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次は、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番、3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のための必要とする証明の願い出です。願出人は花卉を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元委員が確認しております。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は露地野菜を栽培さ

れている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付について何ら問題ないことと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり、証明することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

願い出の土地については、土地の全部事項証明書にて昭和25年4月29日に所有権移転の登記が行われた時点で、前所有者の住所地と、願い出の土地の所在が一致していることを、確認しております。このことから、農地法施行日前日の昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について、何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり、証明することに決定いたし

ます。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ報告事項の一覧をご覧ください。1番から11番までの合計124件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議長 次に、次第6のその他です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、恐れ入ります、お手元に下限面積の資料があるかと思いますが、ご準備をお願いいたします。

農地法第3条の許可申請に係る下限面積の撤廃については、昨年5月27日の法改正が行われ、農協新聞等で聞かれて、今後どのように取り扱うことになるかと関心を持たれていたかと存じます。

この法令は、令和4年11月28日に施行日を定める政令の公布がありまして、施行日は、令和5年4月1日と決められております。

よって、農業委員会の取扱いにつきましては、令和5年4月総会議案分からということですので、3月20日締切分から実施ということで確認しております。

次に、下限面積の撤廃について、どのようなことが知らされているかについて、私どもが把握している分について、でございますが、本日説明させていただきたいと思っております。

この2枚目の、次の資料の農地法と書いてあります改定案と現行と書いてあるところなのですが、2面を参照いただければと思っております。

第3条第2項第5号に絡んだ部分ですね、オと書いてあるところにラインが引いてあるかと思いますが、こちらに下限面積と別段面積がこれまである。これが改正案では削除という、削るという形になります。

その趣旨について、趣旨については、その次の案と書いてある農林水産事務次官が、発出予定なされておりますが、農地法関係事務に係る処理基準についての一部改正についてのライン、ラインが引いてありますね、について提示されているとおりでございます。読み上げますと、農業者の減少・高齢化が加速化する中であっては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の運用を促進する観点等から、改正前の法第3条第2項第5号に規定する面積要件を廃止したということでございます。

これにつきましては、農林水産省のホームページに公表されているものでございます。

次に、一番最初の下限面積の撤廃についての資料の点々の囲んであるところをご覧ください。これからどう取り扱うということですが、下限面積、別段面積もあるのですが、この要件以外は、農地法第3条第2項に規定する不許可要件は従来のおりですので、この不許可要件といいますのは、資料の一番最後に参考資料としてつけさせていただいているのですが、A3版の用紙がございまして。これは私たち事務局が研修会等で資料を頂いているものから取ってきているものです。

それで、不許可要件はこの7番です、第3条第2項で規定する不許可の要件の主なものと書いてあるのですが、この①番、②番、③番、これまでは④番、それから⑤番ということで判断をしていただいたという形になります。

今回、この④番、この下限面積の要件が撤廃されたということで、①番の全部法律要件、それから、農地所有適格法人の要件、それから農作業の常時従事要件、150日と言われているものですね。それと、⑤の地域との調和要件というのは、これは変わらないということで、今後は、今までも見ていただいたのですが、なお、ここに絞ってというか、ここを、ちょっと何というのですかね、満たしているかというところを判断していただきながら進めていただきたいというところがございます。

それから、表のもう1個です、点々の部分のただし書のところに、一部、国の定める事務処理基準において、追加事項の条項があるということで、現時点では未確定ということでございます。未確定というのは、これは案として示されておりまして、その案につきましては、先ほど申し上げました、この一部改正についての事務次官通知のその次のところに、改正案と改正前というのを書いてあります。その事務処理基準の2面に、また私のほうでマーカー、黒いところ、黒墨でここが一番変わっているところかなというところで、線を引いたところがあるのですが、これが昨年12月16日に、国からこの状態で県のほうに下りてきまして、県のほうから12月26日に、うちのほうに準備をしてくださいということで通知が来ているところがございます。

しかしながら、案の状態ですので、まだ正式な通知は年明けになってからということですが、その通知は、まだ来ておりません。

それで、一番最初の主なものというところで、一番最初のほうに書き出しておりますが、1番のところ、新規就農者、これに、農業を副

業的に営もうとする者を含むとあります。これは、追加事項の中に規定があるのですが、農業高校を卒業しても研修を受けなければ、必要な技術が確保していると認めないとか、まずは、農地を借りて実績をつくらなければ、所有権の取得は認めないなどの、硬直的な運用は慎むべきであるとあります。

それから、農地等の賃借権の取得については、賃借権の取得ですね、絶対的な管理・処分権限がある所有者の取得とは異なり、仮に不適正な理由があった場合は、契約の解除などにより、農地を所有者に戻すことができるため、農地を利用する者の確保、拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要であるということも書いてございます。

それから、印の2つ目ですが、読み上げますと、権利取得者が権利取得後において行う耕作または、養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的、投機目的などで農地を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを合理的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められない。なので、完了申請を受けたときには、その耕作とか事業の具体的内容を聞いてくださいという形でお願いをしたいと。

それから、3つ目のところなのですが、農地を、自家消費を目的とした農作物の栽培等のように供する場合であっても、許可することは、可能であるとあります。だけれども、権利取得後において、当該農地の一部のみでの耕作の事業を行う場合、近郊の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して、著しく劣ると認められる場合には、農地等の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うとは認められないということでございます。

この点について、土地はそういうふうには、許可はするのだけれども、そこは全部耕作してくださいね、というようところで判断をする、委員さん方にちょっとご意見伺わないといけないのですけれども、1回目は、計画的にはオーケーだ、それでもいい、それを拡大しようとしたけれども、といった場合には認められませんよというところを判断してくださいねというか、最初から本当に認めてくださるのか、そういうところをどう判断していくかというのは、委員さん方にちょっとお諮りをしていきたいなというところでございます。

これを加えまして、事務局としては懸念事項、課題としまして、その2番に上げさせていただいております。これまで、ほかの許可要件と併せて、下限面積の要件を審査することで、経営面積が5反を下回るものが許可対象から除外される、それで、農業従事者以外の農地の権利取得を難しくすることで、一定程度の耕作する能力、現実性がある

ることを担保するとともに、これまで投機目的の農地取得の抑止力となっていたかと思われま

す。しかしながら、下限面積がなくなることで、耕作する能力、確実性が疑われるようなものを許可せざるを得ないケースが生じる可能性がある。結果的に農地の荒廃化、周辺農地への悪影響や投機目的の農地取得が懸念されるというところでございます。

したがってというところなのですが、今後は、下限面積の要件以外の許可要件をこれまで以上に厳格に審査していただくことで、耕作する能力、各自で見極めていっていただくという形でしか、今は判断ができないという形で、私どものほうにきている周知というか、お知らせというか、準備ということで、今日は報告させていただきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

法改正により令和5年4月1日より、施行というふうになっておりますので、では、反面で、今度は4月の総会においては3月20日、議案を受け付けますので、その分はどうするかということになります。そういったいろいろな事務処理的に未確定という部分が非常に多うございますので、熊本市としては、郡市等の議員さんとも、少し、調和を取りながら、熊本市としては、1か月待ってみようかと、というような結論でございました。

受付が、4月1日までして、4月の下旬頃、何ていうか、4月10日受付があり、4月30日総会というならば、4月にしてもいいのですけれども、まだ、前の法律でやって、今の法律とするならば、まだ3月ですので、前の法律でいかなければならないと思います。それで、4月1日から施行するものですから、一月待ったほうが、いいんじゃないかなというような結論に至りましたので、その点は皆さんも、いろいろな情報等も、皆さんも情報集めながら、発信しながら習得したいというふうに思いますので、結論的には1か月ぐらいは待って、再検討してみようということになりましたので、それでよろしゅうございますか。

一 同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

事務局

すみません、お疲れさまです。

最後に、説明資料、右上に書いてある、2月8日付けの分の、両面の10ページにわたります資料の説明とお願いです。3点ございまして、1個目が最適化の策定義務化、2点目が意見書の集約、3点目が最適化の目標設定についてということです。

1点目について、一番最初の表のA4のところの説明します。

内容については令和5年4月1日施行の農業委員会法第7条改正に伴って、最適化指針というのが熊本市ホームページでも、現在公表しておりますが、この策定がもう、今までは努力義務だったのですけれども、必須事項になりました。必ず策定するというようになっております。

主な改正内容については、網掛けの部分が4つございましてけれども、それが、一番最初、区域内の農地利用の最適化の推進に関する目標、これが農業委員会法に関する法律第7条のところの、ローマ数字のIのところ、その部分になります。

2つ目の、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の報告、これがローマ数字のIIのところでございます。

3つ目の目標の達成状況の評価の方法について、次の農業委員会の3のところ、網掛けしてありますところになります。その4点目が、推進委員は第7条第1項の指針に従って、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行わなければならないということで、これも、農業委員会法の改正のほうにはこちらのほう書いてございます。

以上の4点を踏まえまして、今現在の最適化の指針を事務局のほうで作成をしております。作成につきましては、別紙資料の2、参考例ということで熊本県の農業会議から、農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、参考例がございまして、これに基づきまして、これにうちのほうでの修正、目標等を記載した上で、指針案を作成しております。

今、振興班の中で一応素案を作成し、今各分室等の職員さんにも確認をしていただいております。

これにつきましては、今後の対応についてということになりますけれども、今年度末までに、3月末までに公表しなければなりませんので、来月の総会、3月総会で承認をいただいた上で、公表ということになります。

括弧書きの中にもありますとおり、3月総会向けの各地区委員会、2月中、3月初めにかけてあるかと思いますが、そちらのほうで、振興班のほうで手分けしてご提案をさせていただき、説明をさせていただ

できます。

現在までの指針策定を行っている農業委員会は、令和5年4月1日施行の農業委員会法の内容に反映させるため修正が必要。これは9ページのほうになりますが、農水省からの通知の中に、定めている委員会はあっても必ず、もともとあるところでも修正しなさい、見直しなさいということで、うちのほうも、もともとございますので、こちらのほうを新しくすると。

ちなみにですけれども、熊本県内では全ての市町村が指針の策定はもちろんされて、今までもされております。ただ、今回の法改正に伴って、新たに指針を策定するという考え方のほうがよろしいかなと思いますので、今策定中ですということで、ご了承いただきたいと思えます。以上、策定の義務化についての説明です。

最後の10ページになりますけれども、2番の意見集約については、大変申し訳なかったですが、議員さん推進委員さんのところに郵送で、農地の利用最適化推進施策を実現するための意見書ということで、意見を伺いたいということで、報告書と通知文等を入れて郵送でお送りしまして大変申し訳なかったですが、時間が、これも3月中には出さないといかんものですから、取り急ぎそういう形にさせていただいて、大変申し訳ございませんでした。

数名の方、既にこの意見書をご提出いただいている方もおられます。3月10日までに報告をさせていただきますので、できた方がおられれば、事務局、分室等についでのときにお出しいただいても結構ですし、地区委員会のときにご提出いただいても結構です。これは任意でございます。強制ではございませんけれども、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

最後に3番目になります、令和5年度の農地等の利用の最適化の推進に関する目標設定、こちらは、毎年、新年度の目標の設定、旧年度の点検・評価実績、同時期に、6月末頃に提出をしておったのですが、今回から新年度の目標設定、目標の分に対しては、4月末までに提出しろということで変わりましたものですから、令和5年度の目標、これは4月の総会にご確認いただいて、4月末には提出という形で提出することになりましたので、いろいろ皆さんにご迷惑をおかけするかと思えますが、そのときもまた、できましたら目標設定を提出する際には、ご確認いただいて、提出という形を取らせていただきたいと思えます。

以上3点でございます。貴重なお時間ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。
それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件整理については、これを議長に委任するものと決定いたしました。
ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて閉会いたします。

閉会 午後4時10分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年2月8日

議長 福原幸一

署名委員 堀恭子

署名委員 西富大二郎

書記 谷口豊